

(仮称) やまなみ風力発電事業に係る
計画段階環境配慮書

(要約書)

2026 年 10 月

やまなみ風力合同会社

本環境影響評価配慮書は、「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づいて作成したものである。

本書に記載した地図は、国土地理院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。

目 次

第 1 章	第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
第 2 章	第一種事業の目的及び内容.....	2
2-1	第一種事業の目的	2
2-2	第一種事業の内容	3
2-2-1	第一種事業の名称	3
2-2-2	第一種事業の実施が想定される区域及びその面積.....	3
2-2-3	第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項.....	3
2-2-4	第一種事業により設置される発電所の原動力の種類.....	3
2-2-5	第一種事業により設置される発電所の出力.....	3
2-2-6	第一種事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要.....	3
2-2-7	第一種事業に係る工事の実施に係る期間および工事計画の概要.....	3
2-2-8	その他対象事業に関する事項.....	8
第 3 章	事業実施想定区域及びその周囲の概況.....	17
第 4 章	第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果	21

第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第一種事業を実施しようとする者の名称 : やまなみ風力合同会社

代表者の氏名 : 代表社員 日本風力エネルギー株式会社
職務執行者 ラウル・リエンダ・セビージャ

主たる事務所の所在地 : 東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1

第2章 第一種事業の目的及び内容

2-1 第一種事業の目的

我が国は、2020年に2050年までのカーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）の達成を宣言し、2030年度には2013年度比で温室効果ガスを46%削減（さらに50%削減の高みを目指す）という目標を掲げ、脱炭素化と持続可能なエネルギー社会の実現を進めている。

これを踏まえ、2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画では、近年のエネルギー情勢の変化やGXの進展を背景に、エネルギー安全保障の確保、経済成長、脱炭素の同時実現を基本方針としている。また、再生可能エネルギーの主力電源化を推進するとともに、脱炭素電源の確保やエネルギー供給構造の強靱化を図ることとしている。

また、中泊町においても、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」（2024年3月25日）を表明するとともに、「中泊町地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）」（2023年度策定）に基づき、町域全体での脱炭素化に取り組んでいる。さらに、2025年1月には「中泊町地域脱炭素実現に向けた再エネ導入戦略」を策定し、町内における再生可能エネルギーのポテンシャルや導入目標、推進施策等を整理するとともに、風力発電を町の重要な再生可能エネルギーの一つとして位置づけ、陸上風力をはじめとした導入の可能性について検討を進めている。

このような国及び地域の政策的背景や、気候変動対策の世界的な要請を踏まえ、再生可能エネルギーによる電力供給の拡大は、温室効果ガス排出削減のみならず、エネルギー安全保障の強化、電力システムの多様化・強靱化の観点からも重要性が高まっている。さらに、再生可能エネルギーの導入は、地域資源の活用や地域経済の活性化、持続可能な地域社会の形成にも寄与するものと期待されている。

本事業は、良好な風況が確認されている中泊町において、再生可能エネルギーである風力を利用した発電事業を実施するものであり、温室効果ガス排出量の低減に資する電力を安定的に供給することを目的とするものである。事業の実施にあたっては、地域の自然環境及び生活環境との調和に十分配慮しつつ、効率的かつ安定的な発電を目指すとともに、地域資源の活用を通じて、雇用創出等の社会的・経済的効果をもたらし、地域の持続的な発展に寄与することが期待される。

2-2 第一種事業の内容

2-2-1 第一種事業の名称

(仮称) やまなみ風力発電事業

2-2-2 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積

位置：青森県北津軽郡中泊町大字今泉、五所川原市太田地内 他(図 2-2-1、図 2-2-2 参照)

面積：21.5km²

関係地域：中泊町、五所川原市、外ヶ浜町

2-2-3 第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項

配置：現時点では事業計画に基づき設定した配置(予定)の段階であり、今後、風況や搬入路等に関する検討結果に加え、環境影響の低減にも配慮しつつ、適宜見直しを行いながら確定していくものとする。

構造：3枚翼プロペラ型風力発電機(図 2-2-3 参照)

2-2-4 第一種事業により設置される発電所の原動力の種類

風力(陸上)

2-2-5 第一種事業により設置される発電所の出力

総出力：最大 162,500kW(定格出力 6,500～8,000kW 級風力発電機を 25 基設置)

2-2-6 第一種事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要

変電設備、系統連系地点：図 2-2-4 参照

2-2-7 第一種事業に係る工事の実施に係る期間及び工事計画の概要

工事開始予定：2031 年 3 月

運転開始予定：2033 年 11 月

なお、積雪や厳冬期の施工条件等を考慮し、冬季(12 月～3 月)については、原則として工事を休止する計画としている。



図 2-2-2 事業実施想定区域の位置（空中写真）

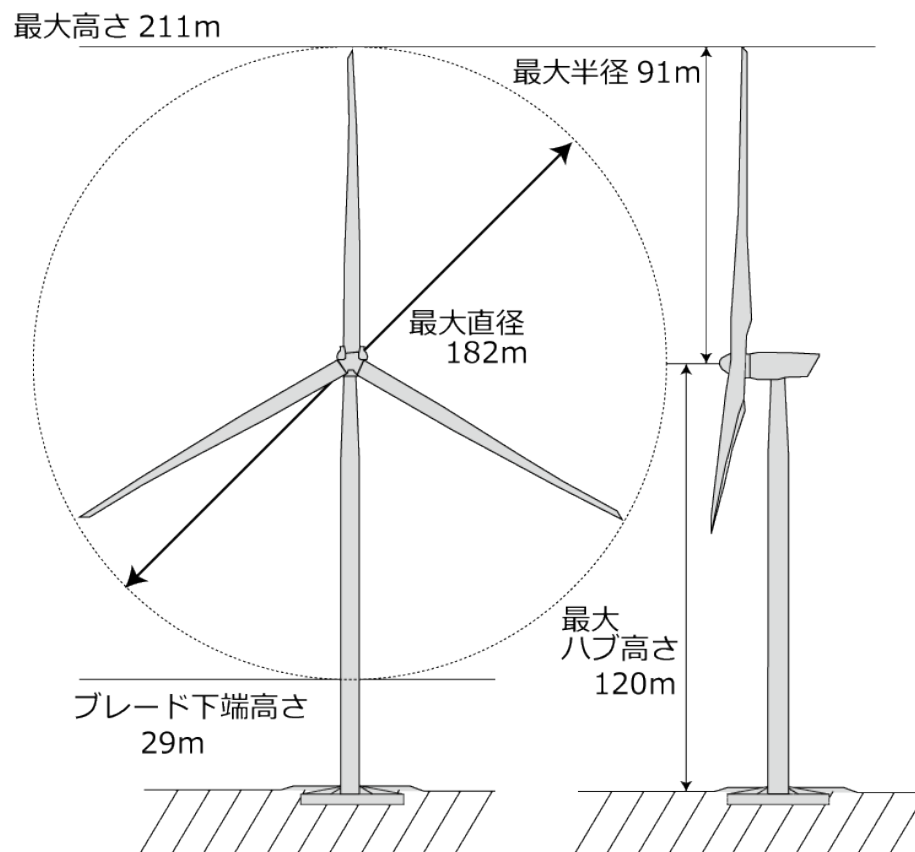


図 2-2-3 風力発電機の概略図

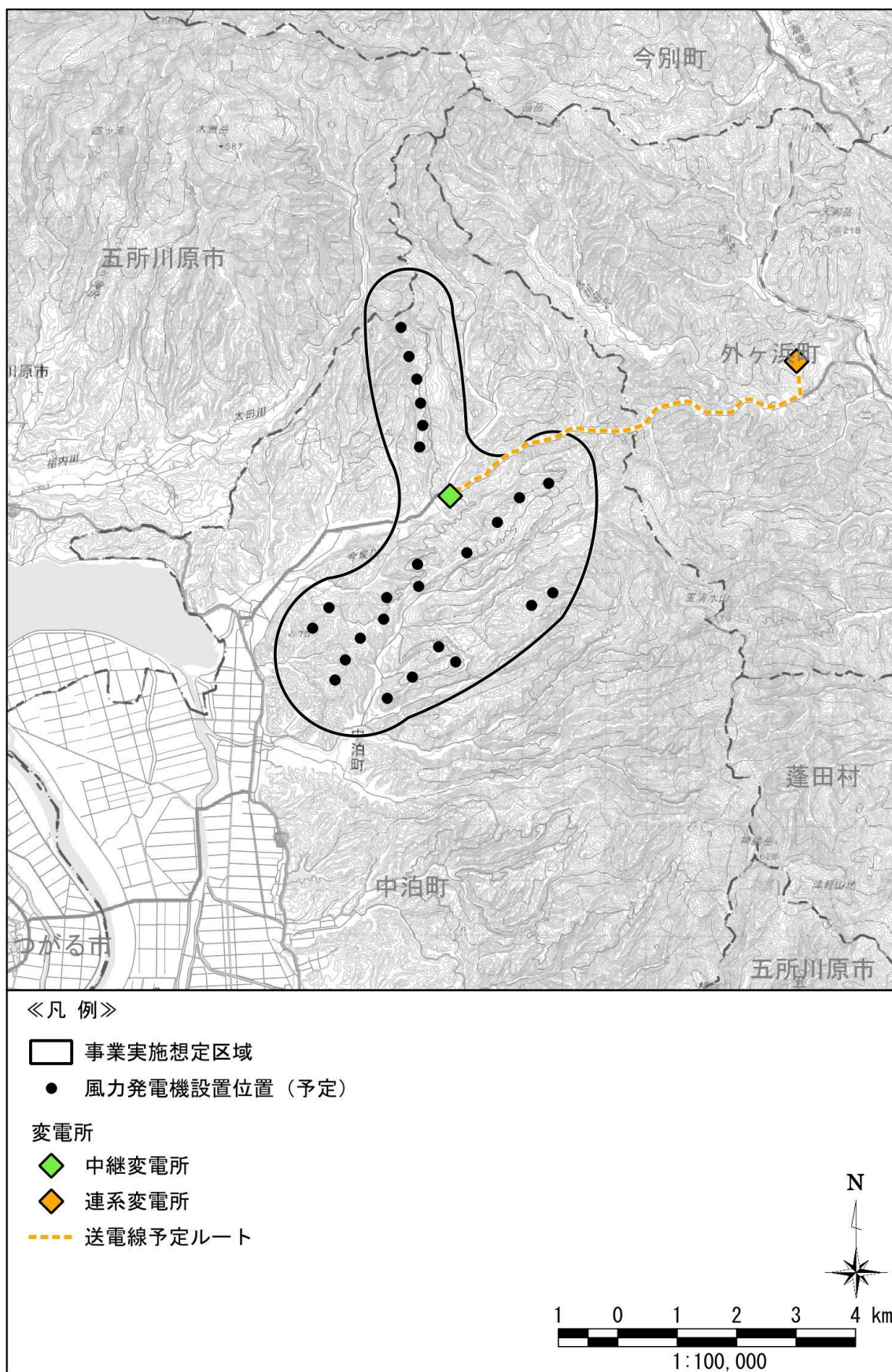


図 2-2-4 発電所の設備の配置計画

2-2-8 その他の事項

【本事業の理念】

- ・自然エネルギーのビジネスを通じて、地域社会へ貢献する。
- ・自然と調和し、地域に住む人々が安心して暮らせる理想の地域づくりに貢献する。

(1) 事業実施想定区域の設定根拠

本配慮書における事業実施想定区域の設定は、上記の理念に基づき、図 2-2-5 に示すフローに従い実施した。

1. 風況の机上検討（図 2-2-6、図 2-2-7 参照）

NEDO の局所風況マップにより、中泊町東部の山地一帯が年平均風速で 7.0m/s 以上（地上高 70m）の風速が得られると想定される地域であることを確認した。

2. 社会インフラ整備状況の確認（図 2-2-8 参照）

エリア周辺には機材の輸送等に利用可能な既存道路があることを確認した。なお、エリア周辺には複数の林道が存在し、既存林道を活用することで道路新設による改変面積の縮減が可能である。

3. 住居等の保全対象施設を除外（図 2-2-8 参照）

平野部と山地の境界付近にはいくつかの地区があり、市街地等の住居が集まる範囲を除外した。

4. 自然環境法令等の規制区域への配慮（図 2-2-9、図 2-2-10 参照）

資料整理により、エリア周辺には、鳥獣保護区、保安林、自然公園地域、自然保全地域等があることを確認し、検討対象エリアの絞り込みを行った。

5. 事業実施想定区域の設定

以上の検討結果より、事業実施想定区域を設定した。

図 2-2-5 事業実施想定区域の設定フロー

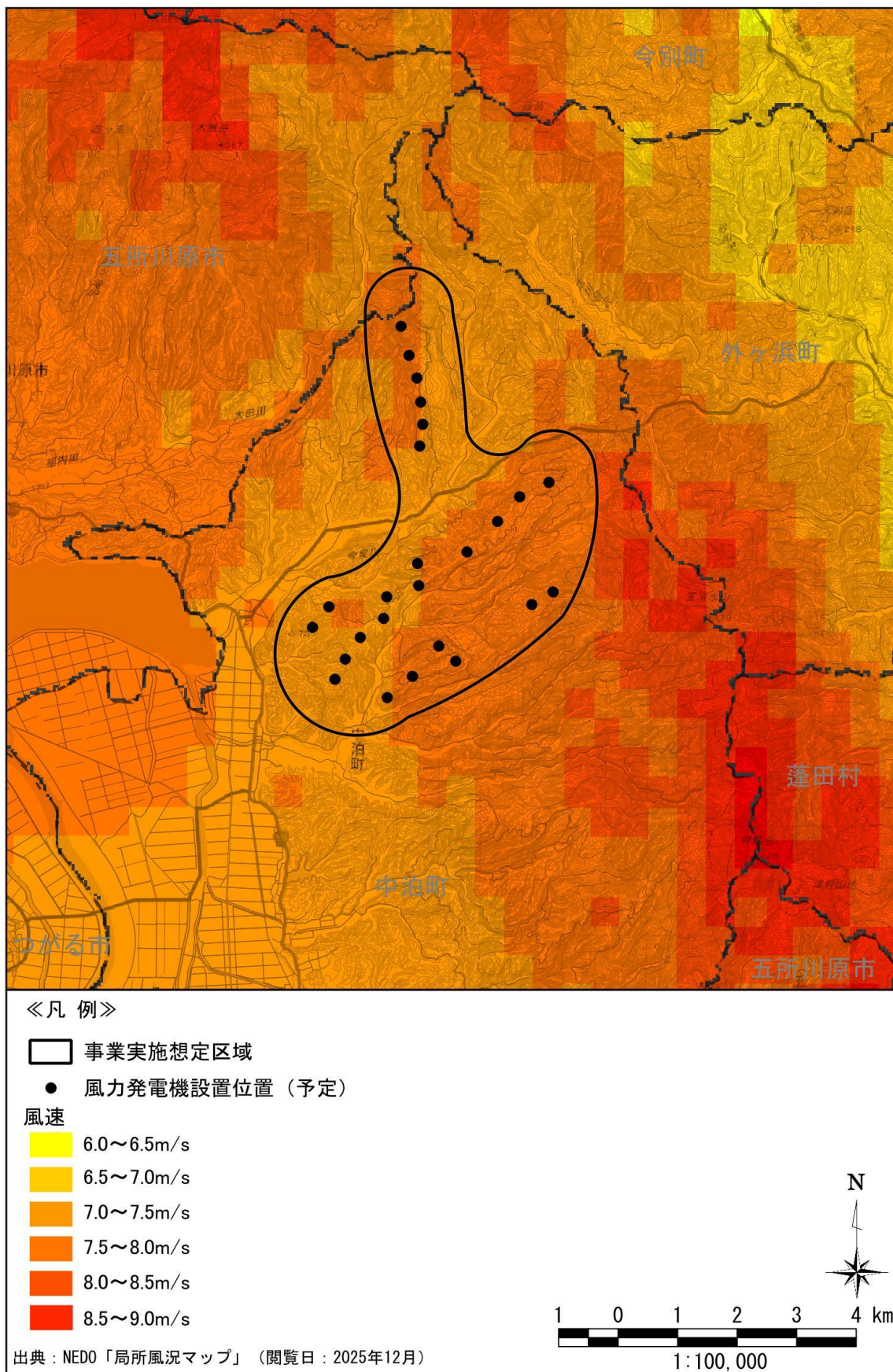
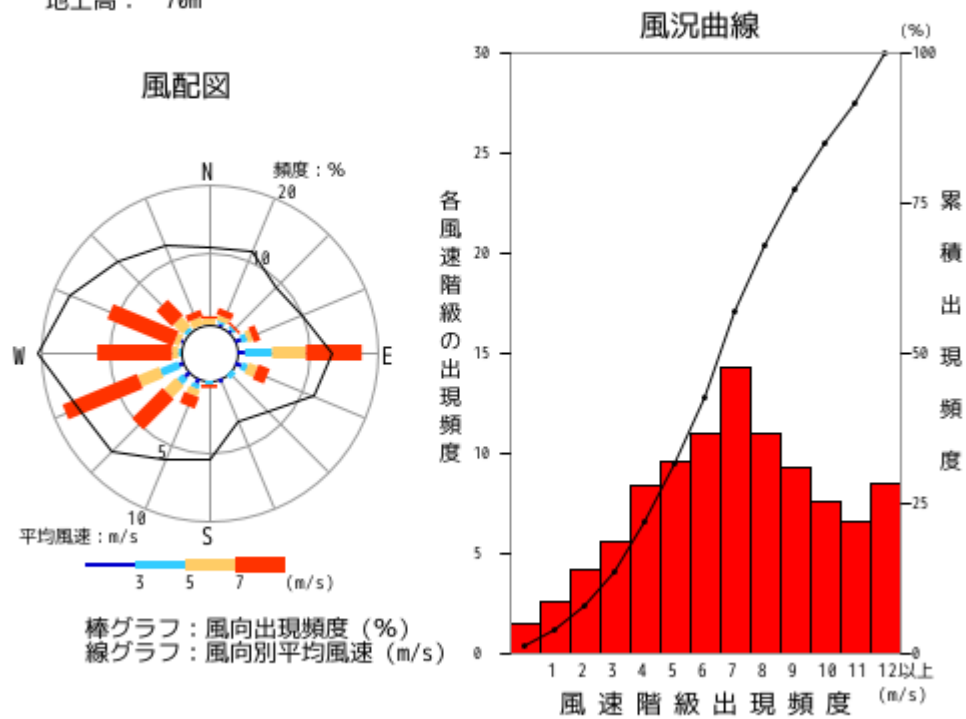


図 2-2-6 NEDO 局所風況マップ（地上高 70m）

經 度：140° 28′ 11″
 緯 度：41° 4′ 28″
 地上高： 70m

年平均風速： 7.6m/s



出典：NEDO「局所風況マップ」（閲覧日：2025 年 12 月）

図 2-2-7 風配図（地上高 70m）

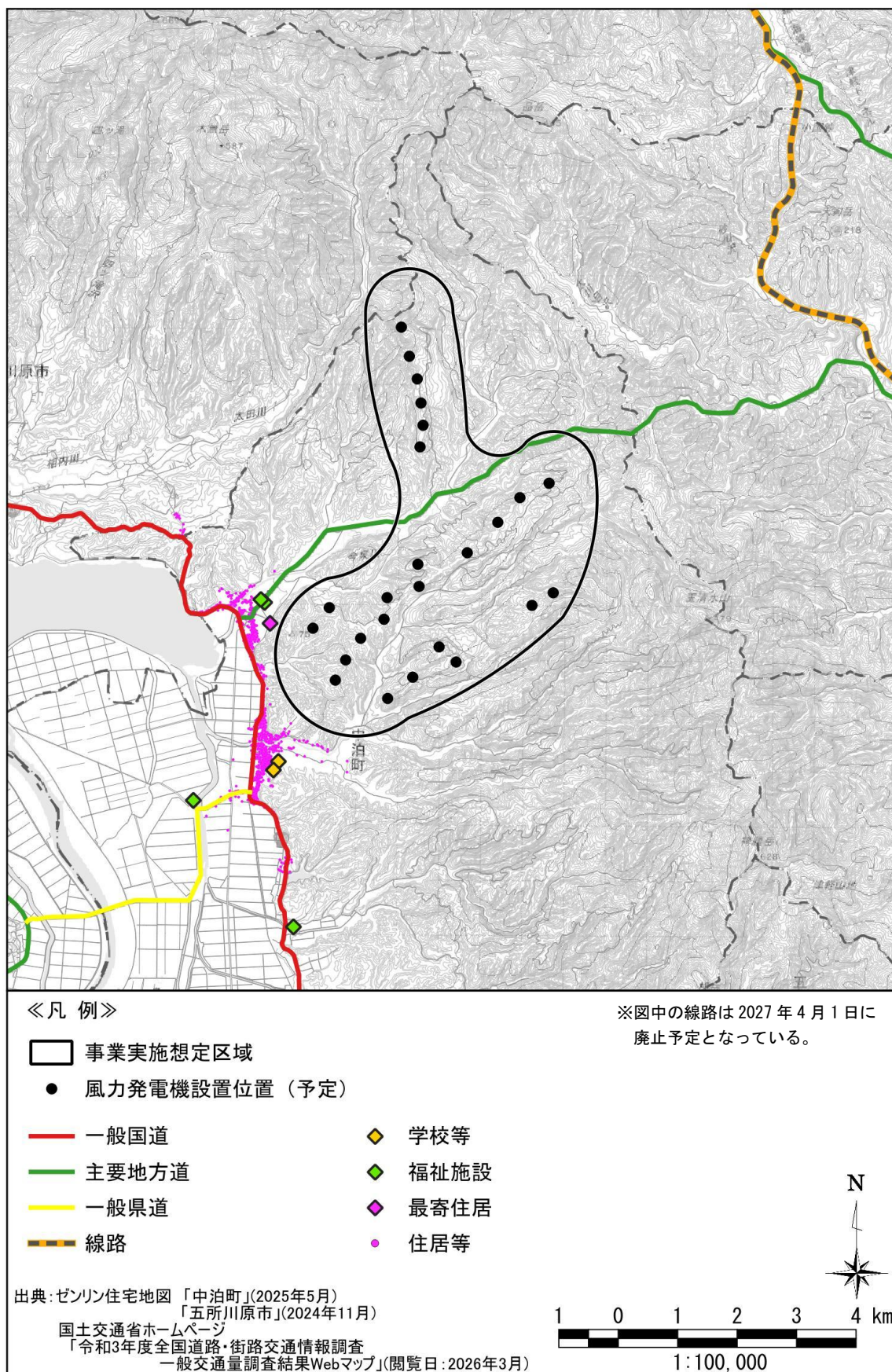


図 2-2-8 社会インフラ整備状況

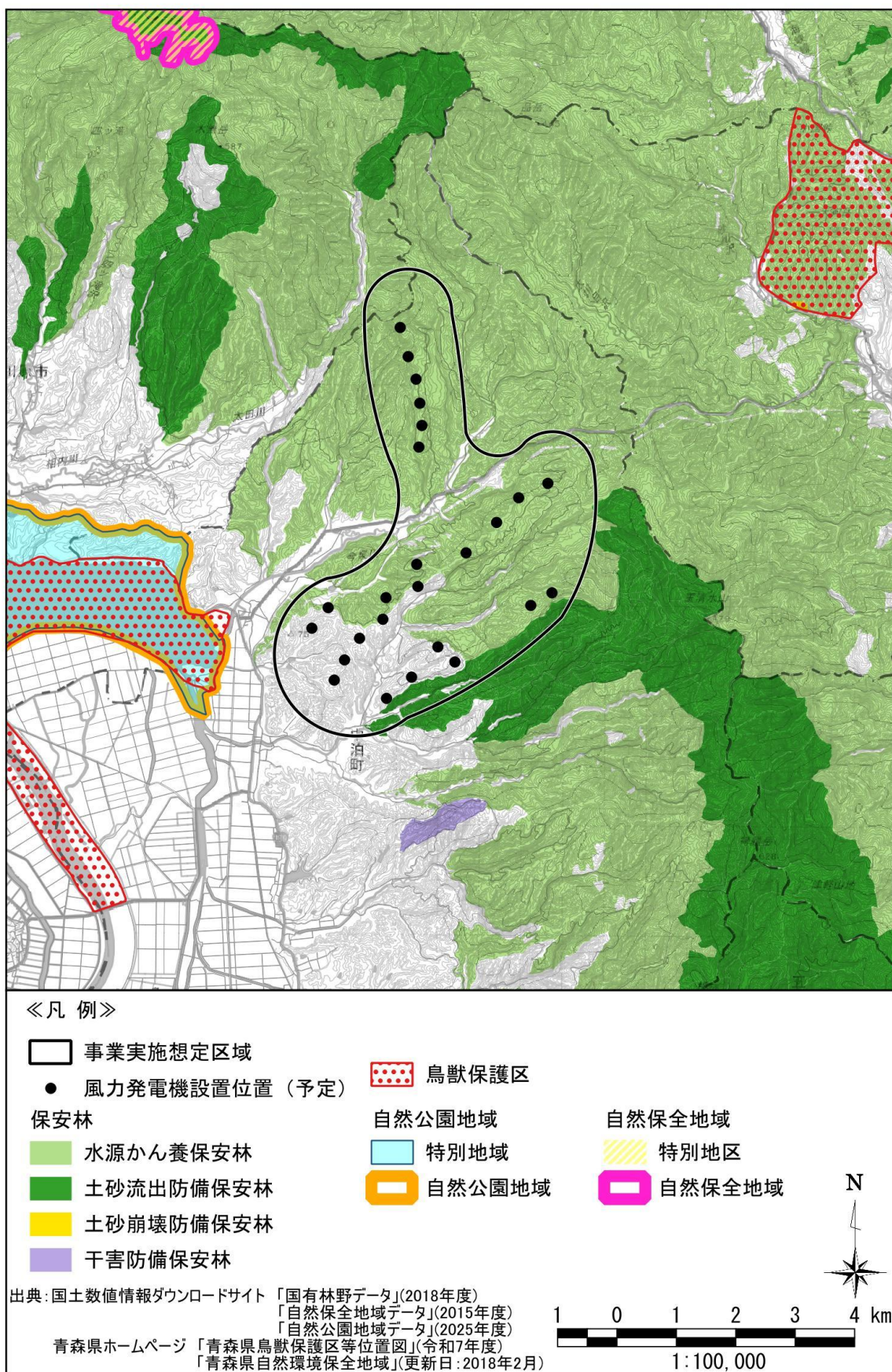


図 2-2-9 重要な自然環境のまとめ

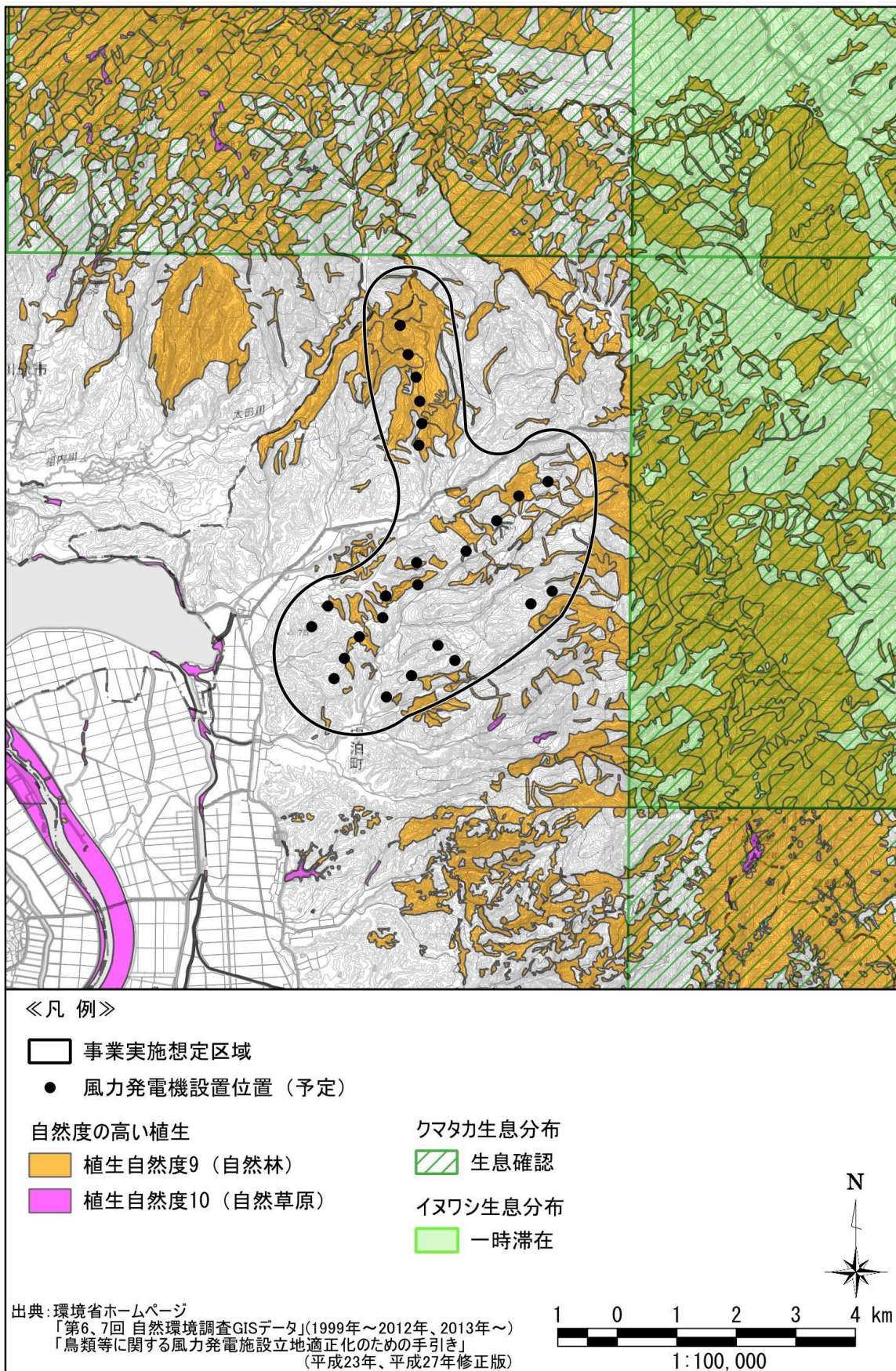


図 2-2-10 環境保全上留意が必要な場所

(2) 複数案を設定しない理由

本配慮書では、事業実施想定区域の設定にあたって、前項(1)に示すとおり、比較的広域なエリアを対象として段階的な絞り込みを行っている。この過程において、環境保全上配慮が必要な区域(自然公園地域、住宅等の保全対象施設周辺等)を極力回避するよう検討を行っており、複数の候補区域を比較検討したうえで、環境影響の回避・低減の観点から妥当と考えられる区域を事業実施想定区域として設定している。また、方法書以降の手続きにおいて、事業実施想定区域を絞り込み対象事業実施区域を決定する予定であり、この手法は「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会、平成25年3月)における、「位置・規模の複数案」の一種とみなすことができると考えられる。

本計画では、発電所の原動力の出力を162,500kW(6,500~8,000kW級風力発電機を25基)とし、構造に関しては普及率が高く発電効率が最も良いとされる3枚翼のプロペラ型風力発電機を想定している。一方で、本計画の詳細な風況や工事・輸送計画等、多くは検討段階にあり、風力発電機の具体的な配置や仕様については、今後の現地調査結果等を踏まえながら検討・精緻化していく段階にある。このため、現時点においては「配置・構造に関する複数案」を具体的に設定し比較検討することは困難な段階にある。方法書以降の手続きにおいては、これらの検討を進めた上で、配置・構造等の具体的な計画案について環境影響の回避・低減の観点から検討を行う予定である。

なお、本事業は民間事業者による再生可能エネルギー事業として、事業の実施を前提に検討を行っていることから、本配慮書ではゼロオプションは設定していない。

(3) 近隣の風力発電事業との位置関係

事業実施想定区域及びその周辺における、風力発電事業の分布状況を表 2-2-1 及び図 2-2-11 に示す。

事業実施想定区域及びその周辺には、稼働中の風力発電事業が 5 件、準備書段階の案件が 1 件、方法書段階の案件が 6 件、配慮書段階の案件が 1 件分布している。

今後、方法書以降では累積影響の観点から近接案件との関係を整理する方針である。

表 2-2-1 周辺の風力発電事業の状況

No	区分	事業名称	事業者	事業場所	事業規模
①	稼働中	中里風力発電所	中里風力合同会社	中泊町	出力：36,000kW (3,600kW×13 基)
②		ミラースウィンドパワー青森中泊発電所	MIRARTH エナジーソリューションズ株式会社	中泊町	出力：4,840kW (3,600kW×2 基)
③		十三湖風力発電所	津軽風力発電株式会社	五所川原市、中泊町	出力：34,500kW (2,300kW×15 基)
④		市浦風力発電所	くろしお風力発電株式会社	五所川原市	出力：15,440kW (1,930kW×8 基)
⑤		ウィンドファーム つがる	グリーンパワーつがる合同会社	つがる市	出力：121,600kW (3,200kW×38 基)
⑥	準備書段階	津軽洋上風力発電事業	つがるオフショアエネルギー合同会社	つがる市、西津軽郡鰺ヶ沢町の沿岸及び沖合	出力：最大 615,000kW (15,000kW 級×41 基)
⑦	方法書段階	今別町山崎牧場風力発電所	今別風力開発株式会社	今別町	出力：最大 64,500kW (4,300kW 級×最大 15 基)
⑧		今別ウィンドファーム事業	今別ウィンドファーム合同会社	今別町	出力：最大 46,200kW (4,200kW 級×11 基)
⑨		つがる西洋上風力発電事業	日本風力開発株式会社	北津軽郡中泊町、五所川原市、つがる市及び西津軽郡鰺ヶ沢町の沿岸域及び沖合	出力：最大 1,000,000 kW (8,000kW 級×最大 125 基もしくは 4,000kW 級×最大 250 基)
⑩		青森西北沖洋上風力発電事業	青森西北沖洋上風力合同会社	北津軽郡中泊町、五所川原市、つがる市及び西津軽郡鰺ヶ沢町の沿岸域及び沖合	出力：最大 500,000kW (4,000～9,500kW 程度 最大 125 基(単機出力 4,000kW の場合))
⑪		鰺ヶ沢洋上風力発電事業	青森西津軽洋上風力発電合同会社	西津軽郡鰺ヶ沢町前面海域及びその周辺	出力：最大 800,000kW
⑫		市浦Ⅱ風力発電事業	HSE株式会社	五所川原市	出力：最大 68,160kW (現在稼働中の市浦風力発電所の 8 基の建て替えを含め、最大 16 基を予定)
⑬	配慮書段階	五所川原市浦・中泊ウィンドファーム事業	コスモエコパワー株式会社	青森県五所川原市及び中泊町周辺	出力：最大 150,000kW (4,000～5,000kW 程度 最大 35 基)

出典：環境省ホームページ「環境影響評価情報支援ネットワーク」（閲覧日：2026 年 3 月）

青森県ホームページ「アセス新着情報」（閲覧日：2026 年 3 月）

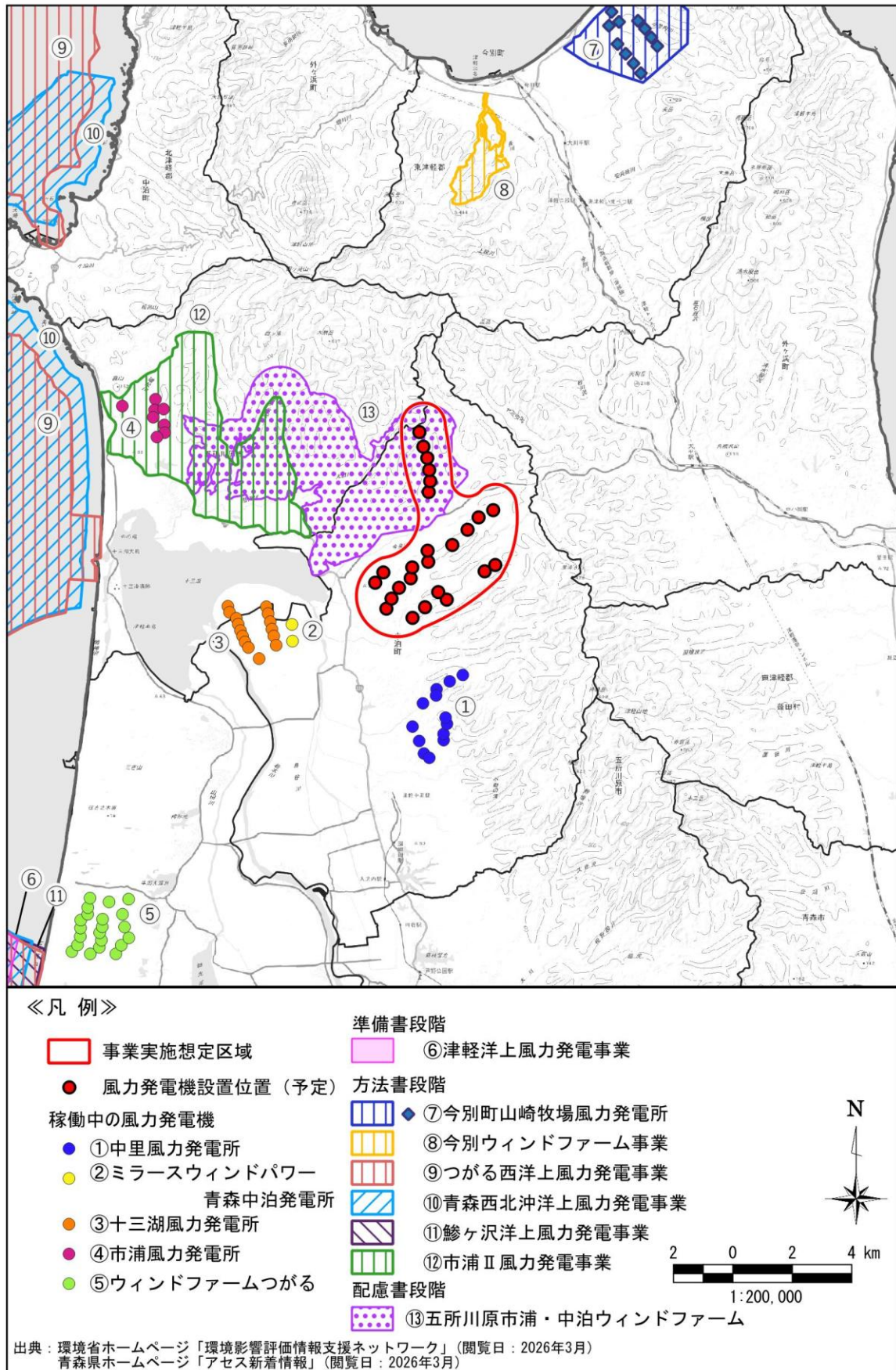


図 2-2-11 周辺の風力発電事業の状況

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

事業実施想定区域及びその周囲における、自然的状況及び社会的状況（以下「地域特性」という。）について、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した。

事業実施想定区域及びその周囲における主な地域特性を表 3-1(1)～(2)に、関係法令等による規制状況を表 3-2(1)～(2)に示す。

表 3-1(1) 主な地域特性

環境要素の 区分	主な地域特性
大気環境	事業実施想定区域周辺の気象については、市浦地域気象観測所の過去 10 年間の観測結果によると、年平均気温は 11.1℃、年降水量は 1,505.7mm、年平均風速は 2.4m/s である。月別では、気温は 8 月が最も高く 1 月が最も低い。降水量は 8 月が最多、4 月が最少となっている。風況は、冬季に風速がやや強く、秋季に弱まる傾向がみられ、最多風向は北西であり、10 月～4 月は北西風、5 月～9 月は東風が卓越する。 事業実施想定区域に最も近い一般環境大気測定局は、南方向約 25km に位置する五所川原第三中学校測定局である。同測定局における過去 5 年間の測定結果では、二酸化窒素はすべての年度で環境基準に適合している。浮遊粒子状物質については短期的評価で基準に適合しない年度がみられるものの、長期的評価ではすべての年度で環境基準に適合している。また、微小粒子状物質については一部の年度で日平均値が基準値を超過した日がみられるが、短期基準及び長期基準のいずれの評価においても環境基準に適合している。
水環境	事業実施想定区域周辺の水象については、区域南西側を流れる岩木川水系に属し、今泉川、昆布掛川及び薄市川などの流域に含まれている。岩木川は白神山地を源とし津軽平野を流下して十三湖を経て日本海に至る一級河川であり、多くの支川が流入している。 事業実施想定区域及びその周辺では、岩木川下流及び十三湖、山田川において公共用水域の水質調査が実施されており、5 地点で測定が行われている。各測定地点における水質は、生活環境項目及び健康項目ともに概ね環境基準を達成しており、良好な状況にある。 なお、山田川車力橋においては、生物化学的酸素要求量（BOD）の一部で環境基準に適合しない項目がみられるものの、それ以外の項目については概ね良好な水質が維持されている。
その他の 環境	事業実施想定区域及びその周辺の土壌は、単色黒ボク土壌が大部分を占め、西側の海岸沿いには砂丘未熟土壌が分布する。また、東側には褐色森林土壌やポドゾル化土壌等がみられる。 地形は、ローム台地（上位・中位）及び大起伏丘陵地が広く分布し、西側には海岸沿いに砂丘や自然堤防、砂州等が形成されている。重要な地形としては、日本の典型地形に選定されている「吹越砂丘」があり、事業実施想定区域西側に位置する。 表層地質は、ローム質火山灰が広く分布し、東側には砂岩・シルト質砂岩や凝灰質砂岩、安山岩質集塊岩が、西側には砂、泥、礫等が分布する。

表 3-1(2) 主な地域特性

環境要素の 区分	主な地域特性
動物、植物、 生態系	事業実施想定区域及びその周辺地域において、文献調査により生息情報が得られた動物は、哺乳類 7 目 15 科 28 種、鳥類 16 目 45 科 177 種、両生類 2 目 6 科 11 種、爬虫類 1 目 3 科 5 種、昆虫類等（昆虫類及びクモ類）13 目 169 科 944 種、魚類 9 目 22 科 58 種、底生動物 25 目 61 科 113 種であった。これらのうち、重要な種の選定基準に該当する種として抽出されたのは、哺乳類 8 種、鳥類 75 種、両生類 4 種、爬虫類 0 種、昆虫類 45 種、魚類 15 種、底生動物 10 種であった。 また、事業実施想定区域及びその周辺地域において、文献調査により生育情報が得られた植物は 48 目 120 科 730 種であり、このうち重要な種の選定基準に該当する種は 24 種であった。 事業実施想定区域及びその周辺の植生は、ブナ二次林やブナ・ミズナラ群落等の落葉広葉樹林及びスギ等の植林地が主体であり、牧草地や水田雑草群落等の人為的植生もみられる。 事業実施想定区域及びその周辺は、丘陵地、台地及び低地から構成され、各地形に応じた生態系が形成されている。丘陵地及び台地には落葉広葉樹林や植林地が分布し、草地や伐採跡地もみられる。一方、低地には水田や湿地が広がり、河川沿いにはヨシ群落等の湿地植生が分布している。 また、河川や湖沼等の水域を含め多様な環境が連続的に存在することから、多様な動植物の生息・生育環境が形成されている。これらの自然環境は、樹林、湿地及び水域等が組み合わさることで生態系としてのまとまりを有し、地域における生物多様性の維持に重要な役割を果たしている。
景観及び人 と自然との 触れ合いの 活動の場	事業実施想定区域及びその周辺の景観資源としては、非火山性孤峰、滝、湖沼（十三湖等）、砂丘（屏風山砂丘）、砂洲、海成段丘などが分布し、多様な地形・自然景観が形成されている。 眺望地点としては、青函トンネル広場展望台、靄山、唐川城跡展望台、道の駅十三湖高原展望台、芦野公園など、海岸・湖沼・山地・農地景観を俯瞰できる地点が周辺に分布している。なお、事業実施想定区域内には主要な眺望地点は存在しない。 事業実施想定区域及びその周辺の「人と自然との触れ合いの活動の場」としては、海水浴場（折腰内海水浴場、マリンパーク海水浴場）、湖沼・ため池を活用した公園（市浦大沼公園、十三湖中の島ブリッジパーク等）、森林体験施設や史跡公園などがあり、散策、自然観察、レクリエーション、観光利用等に供されている。 なお、これら主要な触れ合いの活動の場についても、事業実施想定区域内には立地していない。

表 3-2(1) 関係法令による指定及び規制状況

地域・地区等			法令との関連の有無		法令等
			事業実施 想定区域	周辺地域 半径 2km 内	
土地利用計画に係わるもの					
都市地域	都市地域		×	×	都市計画法
	市街化調整地域		×	×	
農業地域	農業地域		○	○	農業振興地域の整備に関する法律
	農用地区域		○	○	
森林地域	国有林		○	○	森林法
	地域森林計画対象民有林		○	○	
	保安林		○	○	
公害防止に係わるもの					
大気汚染	環境基準		○	○	環境基本法
	排出基準		○	○	大気汚染防止法
水質汚濁	環境基準	健康項目	○	○	環境基本法
		生活環境項目	×	○	
	排水基準		○	○	水質汚濁防止法
	上乘せ排水基準		×	×	排水基準を定める条例
土壌汚染	環境基準		○	○	環境基本法
	農用地土壌汚染対策地域		×	×	農用地の土壌の汚染防止に関する法律
	要措置区域及び 形質変更時要届出区域		×	×	土壌汚染対策法
騒 音	騒音に係る環境基準		×	×	環境基本法
	騒音規制地域		×	×	騒音規制法、青森県公害防止条例
振 動	振動規制地域		×	×	振動規制法、青森県公害防止条例
悪 臭	悪臭規制地域		○	○	悪臭防止法、青森県公害防止条例
その他環境保全計画等					
保護地域			×	○	青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例
保全区域			○	○	

○：指定地域等がある。×：指定地域等はない。

表 3-2(2) 関係法令による指定及び規制状況

地域・地区等		法令との関連の有無		法令等
		事業実施 想定区域	周辺地域 半径 2km 内	
自然環境保全に係わるもの				
自然公園等	国立公園	×	×	自然公園法
	国定公園	×	○	
	県立自然公園	×	×	青森県立自然公園条例
自然環境 保全地域等	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
	自然環境保全地域	×	×	
	県自然環境保全地域	×	×	青森県自然環境保全条例
	県開発規制地域	×	×	
	県緑地保全地域	×	×	
世界遺産	文化遺産、自然遺産、複合遺産	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
鳥 獣 保 護 区 等	鳥獣保護区	×	○	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	特定猟具使用禁止区域(銃)	×	×	
	休猟区	×	×	
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地		×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
保全地域		○	○	青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例
文化財に係わるもの				
史跡・名勝・天然記念物 (注：地域を定めず指定は除く)		×	×	文化財保護法
		×	○	青森県文化財保護条例等
埋蔵文化財		○	○	文化財保護法
景観に係わるもの				
大規模行為景観形成基準		○	○	青森県景観条例
ふるさと眺望点		×	×	
景観計画重点地区		×	×	外ヶ浜町景観条例
景観計画区域		×	○	
景観計画重点地区		×	×	つがる市景観条例
景観計画区域		×	×	
国土保全に係わるもの				
保安林		○	○	森林法
土砂災害警戒区域		×	○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
砂防指定地		○	○	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域		×	○	急傾斜地等の崩壊による災害防止に関する法律
地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法
海岸保全区域		×	×	海岸法
河川保全区域		×	×	河川法

○：指定地域等がある。×：指定地域等はない。

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

事業実施想定区域に風力発電機を設置することによる周辺環境に与える影響を検討した結果、事業計画での配置計画や工事工程等で環境配慮を行うことで、重大な環境影響は回避、低減されるものと評価された。

環境要素ごとの環境影響が懸念される内容と、事業計画での環境配慮の概要を表 4-1 に示す。

表 4-1 環境影響が懸念される内容と環境配慮の概要

環境要素		環境影響が懸念される内容	環境配慮の概要	評価結果
騒音		事業実施想定区域から2.0km以内に住居等が706戸、環境保全配慮施設が4施設分布しており、生活環境に影響を及ぼす可能性がある。	騒音を低減するため、住居等との位置関係に留意し、風力発電機の配置計画等の検討を進める。	重大な環境影響は回避、低減されるものと評価する。
風車の影		事業実施想定区域周辺には、1.82km範囲内に住居等が701戸、環境保全配慮施設が4施設分布しており、生活環境に影響を及ぼす可能性がある。	風車の影による影響を低減するため、住居等との位置関係に留意し、風力発電機の配置計画等の検討を進める。	
動物	哺乳類	重要な種(ヤマコウモリ、ニホンザル、ホンドモモンガ、ムササビ、ヤマネ等8種)の生息環境(山地、森林等)の一部が改変される。	土地の改変、樹木の伐採、溪流の改変を必要最小限となるように、風力発電機の配置計画等の検討を進める。 また、重要な哺乳類のうちヤマコウモリ、ヒメヒナコウモリ、コテングコウモリの3種及び重要な鳥類36種についてはブレード、タワーへの接近・接触等の影響に留意し、風力発電機の配置計画等の検討を進める。	
	両生類	重要な種(クロサンショウウオ、ツチガエルの2種)の生息環境の一部が改変される。		
	昆虫類	重要な種(ウスバカマキリ、ミヤマチャバネセセリ等17種)の生息環境の一部が改変される。		
	魚類	重要な種(キタスナヤツメ、ドジョウ等15種)の生息環境は直接的な改変の可能性はない。		
	底生動物	重要な種(カワネジガイ、カワシンジュガイ、ヤマトシジミ等10種)の生息環境は直接的な改変の可能性はない。		
	鳥類	重要な種(ヤマドリ、アオバト等36種)の生息環境の一部が改変される。また、ブレード、タワーへの接近・接触等の影響が生じる可能性がある。	ブレード、タワーへの接近・接触等の影響に留意し、風力発電機の配置計画等の検討を進める。	
事業実施想定区域内に重要な種(ヒシクイ、マガン等39種)の主な生息環境は存在していないが、十三湖及びその周辺に飛来(中継地)していることから、ブレード、タワーへの接近・接触等の影響が生じる可能性がある。				
植物		既存文献では詳細な生育場所が不明であるが、重要な種(クロミノコジマエンレイソウ、サルメンエビネ等18種)の生育環境の一部が改変される可能性がある。	土地の改変、樹木の伐採を必要最小限するように、風力発電機の配置計画等の検討を進める。	
生態系		事業実施想定区域の74%を占める重要な自然環境のまとまりの場が、一部改変される。	可能な限り重要な自然環境のまとまりの場の改変を必要最小限とするように努め、風力発電機の配置計画等の検討を進める。	
景観		事業実施想定区域から1.1～3.1kmの距離にある眺望点3箇所で、垂直見込み角度が3度を超え、景観に影響が生じる可能性がある。 また4.5～8.3kmの距離にある眺望点9箇所で、垂直見込み角度が1.5～2.7度となり、天候条件等によっては景観的に気になる可能性がある。	可視状況(地形・樹林等による遮蔽)を踏まえて影響の度合いを把握し、主要な眺望点との位置関係に留意しながら、風力発電機の配置・基数等の検討を進める。あわせて、塗装色は灰白色とし、周辺景観との調和に配慮する。	
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場は事業実施想定区域内に存在せず、直接的な改変の可能性はないものと評価する。	人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況を踏まえ、風力発電機の配置計画等の検討を進める。	